

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性が管理職として活躍でき、男女ともに長く勤められる職場環境を作るため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和12年3月31日

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。  
男性職員・・・取得率100%を維持すること

〈対策〉

- 令和8年4月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）実施

目標2：令和12年4月までに従業員全員の所定外労働時間を、1人当たり年間10%削減する

〈対策〉

- 令和8年4月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 令和9年4月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を年1回実施
- 令和9年4月～ 社内報などによる社員への周知
- 令和10年4月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施